

令和6年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年5月22日（水）9時55分から10時20分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（7人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（2人）

5番	北村 栄治
9番	上池 如夫

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第14号 非農地証明願について

第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和6年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、5番北村栄治委員、9番上池如夫委員の2名です。

出席委員は、9名中 7名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足

数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番信高昭男委員、3番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第13号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第13号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他4筆で申請理由は贈与です。登記地目は畑で、現況地目も畑となっており、面積は3,326㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

5月13日に譲受人の立会いのもと、三谷委員と事務局吉田、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料21ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり5月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第13号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請地の管理をしており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第14号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料22ページをご覧ください。議案第14号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他6筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっています。申請者は記載のとおりです。

こちらについては5月10日に、担当委員の小川会長と事務局都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第14号について、私が担当委員になっていますので説明いたします。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第14号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料41ページをご覧ください。今回の変更につきましては、除外案件1件6筆、編入案件9件20筆となっております。

それでは除外案件について説明いたします。今回の除外案件につきましては、除外後非農地証明を申請するものとなっております。45ページ目から位置図、附図を載せておりますのでご確認ください。

編入案件につきましては、中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。

編入案件については、圃場で営農が行われています。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、26,664㎡となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第5、その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

今年度も農業者年金加入推進部長を決めなければならないのですが、どなたか立候補される方はいないでしょうか。

〔議長〕

ただいま事務局から説明のありました件について、どなたか立候補される方はいないでしょうか。

いないようですので、前回に引き続き酒井委員にお願いしたいのですが、酒井委員よろしいでしょうか。

〔酒井笑子委員〕

はい。

〔議長〕

それでは、今年度の加入推進部長は酒井委員にお願いしたいと思います。酒井委員よろしくお願いします。その他事務局よりお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回6月総会の日程については、6月26日（水）10時からを予定しております。よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2番

署名委員 3番
